

亀田居宅介護支援事業所森の里 重要事項説明書 2025

この重要事項説明書は、亀田森の里居宅介護支援事業所と契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明するものです。分からぬことや分かりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名	医療法人鉄蕉会
代表者名	亀田 隆明
所在地 (住所および電話番号)	千葉県鴨川市東町 929 電話 : 04-7092-2211 (代)
法人設立年月日	1954 年 9 月 1 日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所

(1) 事業所の所在地等

事業所名	亀田居宅介護支援事業所森の里
介護保険指定事業所番号	1472902814
事業所所在地	神奈川県厚木市森の里 3-1-1
連絡先	046-247-2121
相談担当者名	管理者 山田 豊美
事業所の通常の 事業の実施地域	厚木市 愛川町 清川村 伊勢原市

(2) 事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある高齢者に対して適正な居宅介護支援事業を行う。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるように支援する。利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、公正中立な立場で、適切な保険医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努める。事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設などと連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで。 ただし、祝祭日、年末年始（12月30日から1月3日）を除く。
営業時間	月曜日から金曜日 9:00～17:00 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) 事業所の職員体制

管理者	山田 豊美
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	事業所の従業者の管理および指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。	常勤兼務 1名
介護支援専門員	申請書の作成、居宅介護サービス計画の作成、その他の居宅介護支援業務の提供を行う。	常勤専従 1名 常勤兼務 1名
事務職員	事業所関連の事務業務を担当する。	常勤兼務 1名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料およびその費用について

居宅介護支援の内容は以下のとおりとする。

- ① 居宅サービス計画の作成。
- ② 居宅サービス事業者との連絡調整。
- ③ 他の指定居宅支援事業者との連絡調整。
- ④ 指定介護保険施設との連絡調整。
- ⑤ その他の居宅介護支援業務。
- ⑥ 使用する課題分析表は独自方式とする
- ⑦ 利用者の相談を受ける場所は、利用者宅や相談室等とする。
- ⑧ サービス担当者会議の開催場所は、原則利用者宅で行い困難な場合は相談室等で行う。
- ⑨ 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、原則として毎月訪問するとともに、必要に応じて訪問する。

居宅支援に係る料金は、別紙料金表のとおりとする。

3 居宅介護支援の提供に当たって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間）を確認させて頂く。
被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせ頂く。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行えるよう必要な援助を行う。
また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

4 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。
同時に身体拘束適正化に向けての対応も行う。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	管理者 山田 豊美
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援する。
- (3) 苦情解決体制を整備する。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を行う。
当法人内の在宅部門の中に「高齢者虐待・ハラスメント対策委員会」を設置し、定期的に委員会を開催して現状の共有や必要な研修等を実施する。
- (5) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」に関連する各種対応の実施。

5 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同時を、予め文書(別紙)により得ておくこととする。

6 事故発生時等の対応方法について

- (1) 居宅介護支援を実施中に、事故が発生した場合は必要な措置をとる。
また利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。
 - (2) 管理者は、別に定める「消防計画」に基づき、非常災害対策と要介護者等の安全確保に努める。
また厚木市地域防災計画への協力に努める。
 - (3) 管理者は、災害等発生時は、市町村や地域包括支援センター、他事業所と連携して、利用者のサードパーティ提供に支障が無いように努める。
- なお、事業者は、事業運営に必要な損害保険に加入する。

7 身分証明携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示する。

8 サービス提供に関する相談、苦情対応について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定居宅介護支援に係る利用者およびその家族からの相談および苦情を受け付けるための窓口を事業所内に設置し、迅速に対応する

相談・苦情受付・対応窓口担当者： 管理者 山田 豊美

電話番号：046-270-2687 住 所：〒243-0122 神奈川県厚木市森の里 3-1-1

(2) 他の苦情申し立ての窓口

【市町村の窓口】 <input type="checkbox"/> ①厚木市役所介護福祉課 <input type="checkbox"/> ②愛川町高齢福祉課介護保険班 <input type="checkbox"/> ③清川村子育て健康福祉課 <input type="checkbox"/> ④伊勢原市介護高齢課	① 電 話 : <u>046-225-2240</u> ② 電 話 : <u>046-285-6938</u> ③ 電 話 : <u>046-288-3861</u> ④ 電 話 : <u>0463-94-4722</u> 対応時間等 : 8:30~17:15 土・日・祝・年末年始(12/29~1/3)は休み 住 所: ①〒243-8511 神奈川県厚木市中町 3-17-17 厚木市庁舎内 ②〒243-0301 神奈川県愛甲郡愛川町角田 251-1 ③〒243-0112 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216
【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険連合会	電 話 : <u>045-329-3447</u> 対応時間等 : 8:30~17:15 土・日・祝・年末年始(12/29~1/3)は休み 住 所: 〒220-0003 神奈川県横浜市西区楠町 27 番地 1

9 モニタリングについて

ケアマネジメントが適正に行われるよう、原則月1回居宅を訪問してモニタリングを行う。

以下の要件に該当して同意がある場合は、オンラインでのモニタリングを可能とする。

- (1) 利用者の心身の状態が安定していること。
- (2) 介護者の状況に変化がないこと。
- (3) 住環境に変化がないこと。
- (4) サービスの利用状況に変化がないこと。

これらの状況については、主治医等の医学的観点からの判断や、連携する各事業所との連携の下で、必要時はサービス担当者会議等での検討を行う。

オンラインモニタリングを行うに当たっては、テレビ電話などの操作については、必ずしも利用者自身で行う必要はなく、家族など介助者が行ってもよい。

オンラインモニタリングの場合、画面越しで確認できない利用者の健康状態や住環境などの情報について、サービス事業所の担当者からの情報提供で補完する。

オンラインでモニタリングを行う場合でも、2か月に1回は居宅を訪問してのモニタリングを行う。上記の要件に該当した場合にオンラインモニタリングの希望がある場合は、□にレ点チェックする。

オンラインでのモニタリングを希望します。□

10 ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、利用者に前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行う。(別添資料参照)

以上について説明を受け、同意しました。

年　　月　　日

説明者：亀田居宅介護支援事業所森の里

印

利用者：

印

利用者代理人：

印

【改訂履歴】

2020年11月1日 制定

2024年 4月1日 4および9を改定